

別紙

諮問第1793号

答 申

1 審査会の結論

本件請求文書について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「令和〇年〇月〇日付〇〇事件を起こした〇〇局〇〇が受けた取り調べ調書」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和6年9月20日付けで行った存否応答拒否を理由とする本件不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求は、特定の個人の服務監察に係る公文書（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、本件請求文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例7条2号及び6号に規定する不開示情報を開示することとなるため、条例10条に基づき、開示請求を拒否したものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和6年11月14日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和7年3月18日に実施機関から理由説明書を收受し、同年11月21日（第263回第二部会）及び同年12月26日（第264回第二部会）の2回、審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説

明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件不開示決定について

審査請求人は審査請求書において、本件開示請求は審査請求人自身が受けた取調べについての請求であり、当該取調べ調書の作成には審査請求人以外の協力はなから、「個人の権利利益を害する」及び「関係者等の協力が得られなくなる」との実施機関の説明は矛盾しており、開示請求を拒否する理由にはならない旨主張する。

これに対し、実施機関は、東京都情報公開条例の施行について（通達）（平成11年12月20日11政都情第366号）第7条第2号関係第2、3において、個人情報に対する本人開示の取扱いに関し、「本号は、個人に関する一切の情報は不開示を原則とする趣旨」であり、「開示請求者が、自己に関する情報について開示請求をした場合であっても、第三者からの開示請求の場合と同様に取り扱う」と規定されており、同規定に基づき、本件について検討した旨説明する。その上で、本件請求文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人に係る服務監察が行われた事実の有無が明らかになり、条例7条2号に規定する個人の権利利益を害する情報を開示することとなることに加え、特定の個人の服務監察に係る情報の存否を答えることにより、今後の服務監察において関係者等の協力が得られなくなるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例7条6号に該当するとして、条例10条に基づき、本件請求文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する本件不開示決定を行った旨説明する。

イ 本件不開示決定の妥当性について

本件開示請求は、審査請求人が自身に係る服務監察に関する公文書の開示を求めたものであるが、実施機関の説明のとおり、条例に基づく開示請求は自己に関する情報について開示請求をした場合でも、第三者からの請求と同様に取り扱うもので、開示請求者の属性は開示、不開示の判断に影響を及ぼすものではない。

これを踏まえ、審査会が検討したところ、本件請求文書に係る事実の有無は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当するとは認められない。

また、本件請求文書に係る事実の有無は、これを公にすると、今後の服務監察で関

係者等からの協力を得られなくなり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるという実施機関の説明は首肯できるものであり、条例7条6号に該当する。

したがって、本件請求文書の存否を答えるだけで条例7条2号及び6号の不開示情報を開示することとなるため、条例10条に基づき本件開示請求を拒否した実施機関の決定は、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

小泉 博嗣、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子